

825 弁護士法改正案

〔法学新報〕第34卷11(394)号 大正13年11月8日

○弁護士法改正案 朝野法曹界多年問題たりし弁護士法の改正も朝野法曹の委員三十余名によりて審議されたる結果大体纏りしを以て冬の議会に提出さるる筈なり改正案の重なる点は(一)脱)地域の制限第二成功報酬の制限第三は弁護士試験及第者の実務修習期間の三点なり而して其の理由とする所は『従来弁護士てあれは鹿児島(一)の弁護士か東京に來ても北海道の弁護士か大阪に行つても弁護士か出來たもので弁護士の為めに職業的地位か廣くて結構であらうか国家国民の立場から見る時は名の売れた弁護士程日本国中を飛ひ廻る為め事件は延期々々となり事務の進捗を阻害し刑事被告人は未決拘留期間か長くな

り民事訴訟になると自然裁判が遅くなるため権利の実行が遅れ従つて司法事務の渋滞となり依頼人から云へは種類の不利益を見ることになるのである又成功報酬と云ふて勝つたら一万円無罪になつたら何万円と裁判か恰も富籤のやうな賭博的な感かあつても面白くない手数料としても余りに高価では金のある富豪でないといふ司法機関の利用が出来ぬ事になり公正厳肅なるべき司法として面白くない夫れから同じ司法科試験でも判検事に及第した者は一年半は司法官試補として実務修習の爲め勉強し更に試験を経て本官となり先づ軽微な事件を取扱ふ区裁判所から勤め上げて地方裁判所控訴院大審院と逐次進んで行くのであるのに弁護士許りは試験に及第した者は直ちに大看板を掲げ十年も三十年もした大老練の大家と同様に学窓から一足飛びに法廷に出るので手続も分らず儀礼も知らず徒らに理窟を捏ねて裁判官を悩まし延いては依頼人にも迷惑をかけ甚たしきは弁護士としての権威をも失墜することもあるのて判検事同様修習期間を設けると云ふにあり』然れども全国五千に近き弁護士に不利益な改正なれば大反対あらんも司法省にては国家国民の利益の爲め改正の必要を認め断乎として提案する筈なりと